

## 用意する保険料、積立金等

○保険料には、50%の国庫補助があります。保険料率は、新規加入(補償限度80%)の場合、1.179%(国庫補助後)で、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、毎年、適用される保険料率変動します。

○積立金には、75%の国庫補助があります。積立金は自身のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。

○保険料、積立金は分割払いができます。(最大9回)

○税務上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上できます。積立金は、預け金として取り扱います。

○補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができますので、ご希望の方はご相談ください。

### 基準収入が1,000万円最大補償の場合に農業者が負担するお金

積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	8.5万円	保険料	17.7万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料(事務費)	2.2万円	付加保険料(事務費)	2.2万円
合計	33.2万円	合計	19.9万円

※保険料は、税務上、経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。

### インターネット申請が便利でお得!

○農林水産省が提供する共通申請サービス(通称: eMAFF)を利用して、ご自宅のパソコンから、収入保険の手続きができます。

○インターネット申請をすると、付加保険料が2,200円割引になります。(新規加入時は、4,500円割引)

○なお、インターネット申請には、専用のIDが必要となります。IDの取得は、組合がサポートします。

動画  
配信中

NOSAI全国連  
インターネット  
申請

で 検索



YouTube  
「収入保険の  
インターネット申請が始まるよ」

### 詳しくはお近くの農業共済組合までお問い合わせください



香川県農業共済組合

本 所 087-899-8977

○ 東 部 支 所 0879-43-4121

○ 高 松 支 所 087-888-1146

○ 小 豆 出 張 所 0879-62-0694

○ 中 讃 支 所 0877-46-1211

○ 仲 多 度 支 所 0877-62-5970

○ 三 豊 支 所 0875-25-2482

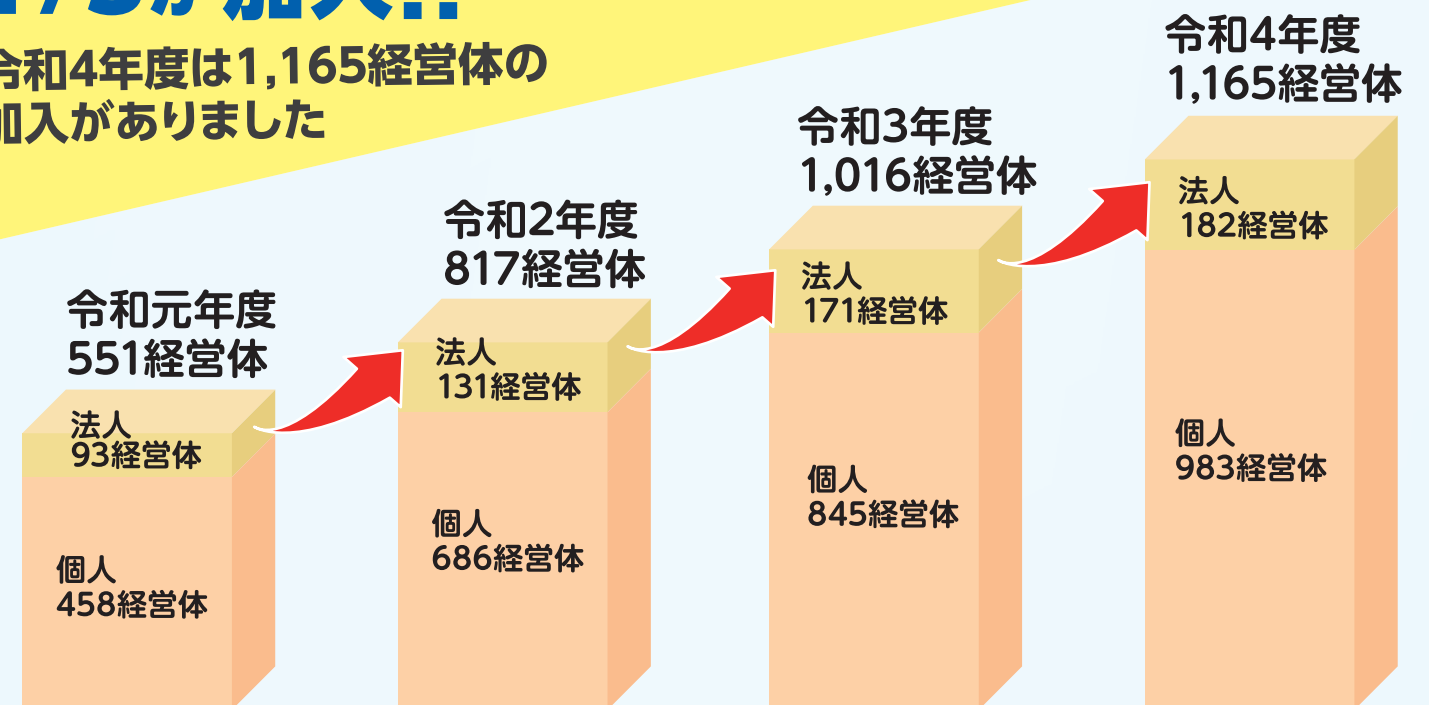


# 農業者のみなさん 収入保険で備えましょう



## 青色申告を行っている農業者の 1/3が加入!!

令和4年度は1,165経営体の  
加入がありました



香川県収入保険推進協議会



# ほとんどの農作物を対象に、 農業者の経営努力では避けられない さまざまなリスクによる収入減少を補償します



## 加入できる方

青色申告をしている個人・法人の農業者が加入できます。

保険期間の前年1年分の青色申告実績があれば加入できます。

加入を希望する方で現在青色申告をしていない場合は、令和6年3月15日までに所轄の税務署に「青色申告承認申請書」を提出することで、令和7年から加入が可能です。

## 対象とする収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象になります。

○簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。

○一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。

○肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

## 類似制度との関係

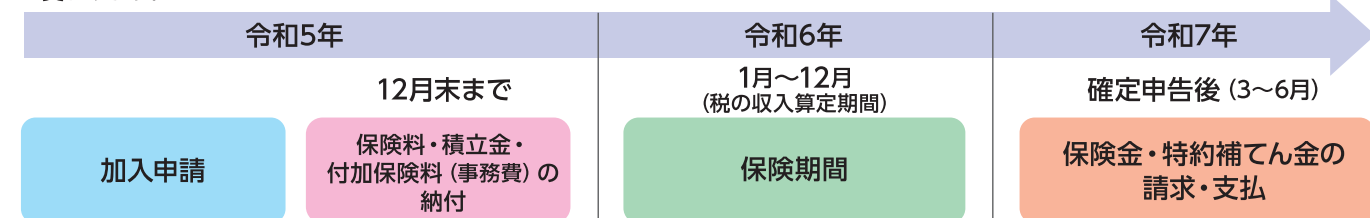
収入保険と、農業共済やナラシ対策などの類似制度は、**どちらかを選択**して加入します。

特例として、当分の間は**野菜価格安定制度**の利用者が初めて収入保険に加入する場合、**両方の制度を2年間同時利用**できます。



## 加入・支払等手続のスケジュール（個人・事業開始月が1月の法人）

※保険期間が令和6年1月～12月の場合のイメージです。  
※保険期間は税の収入算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によってスケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割もできます。  
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

【つなぎ融資】  
※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資(無利子)を受けることができます。

## 収入保険の仕組み

保険期間中の収入が基準収入金額の9割(5年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回ったとき、下回った額の9割を上限に補てんします。

補てん方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

- 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- 保険方式の補償限度、積立方式の積立幅や支払率は複数の割合から選択できます。

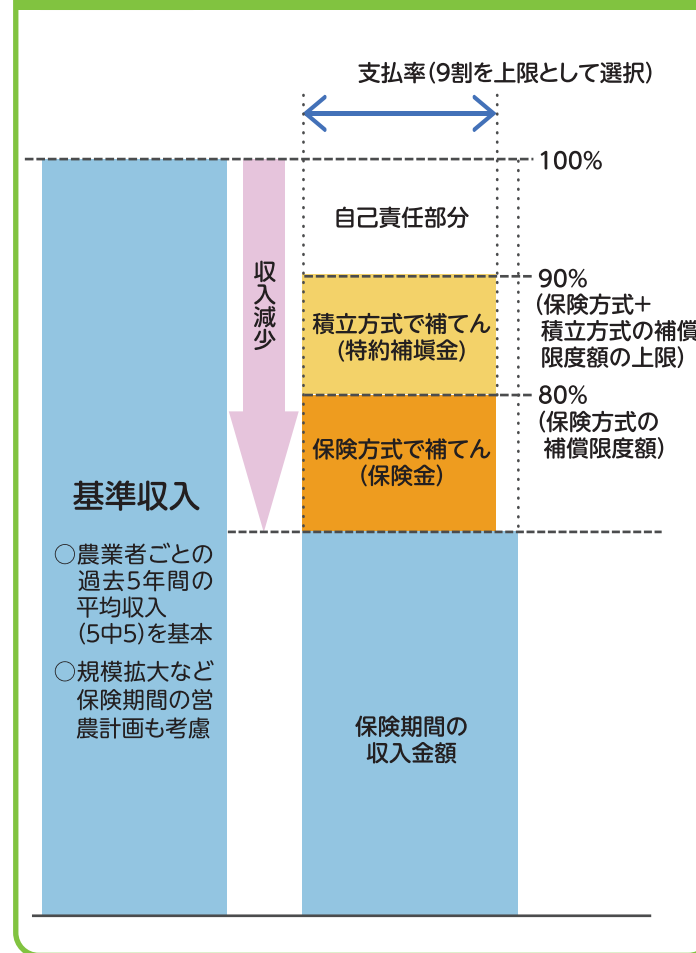
- ①保険方式(%)の補償限度  
90・88・85・83・80・78・75・70・65・60・55・50から選択
- ②積立方式(%)の補償幅  
10・5・ゼロから選択

①+②の限度

青色申告書類提出年数	5年	4年	3年	2年	1年
保険方式+積立方式の補償限度割合(上限)	90%	88%	85%	80%	75%



## 積立方式併用タイプ



基準収入が1,000万円と最大補償の場合、保険期間の収入が500万円となったときは、いずれのタイプも同じ360万円の補償が受けられます。(※5年の青色申告実績がある(方)の場合)

甚大な気象災害が原因で農業収入が下がった場合、適用条件を満たせば、被災した年の農業収入をその年の基準収入の8割まで上方修正できます。(気象災害特例)

## 保険方式補償充実タイプ

